

豊島区生涯学習・スポーツ課公式インスタグラムアカウント運用要綱

令和4年6月1日
文化商工部長決定
令和4年6月1日制定

(目的)

第1条

この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区生涯学習・スポーツ課（以下、「区」という。）が開設するInstagram（以下「公式インスタグラム」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム：無料の写真共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数の利用者と写真や短時間動画を共有するサービスをいう。
- (2) 公式インスタグラム：区が設置・運用するためのインスタグラムをいう。
- (3) アカウント：インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者：インスタグラムの利用者をいう。
- (5) コメント：インスタグラムの投稿に対して利用者が、意見・アドバイスを行い、コミュニケーションをはかることをいう。
- (6) いいね！：インスタグラムの投稿に対して好意的な気持ちを表示することをいう。

(運営主体)

第3条

公式インスタグラムの運営主体は区とし、アカウント名は「gakusupo_tsm」とする。

(運用主体の明示)

第4条

区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウント名を区公式ホームページに明示する。

(運用主体及び発信内容等の明示)

第5条

運用主体、発信する内容等については、公式Instagramのプロフィール欄に明示する。

(公式Instagram運用管理者)

第6条

Instagramの活用により、公式Instagram運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。

2 運用管理者は、文化スポーツ部生涯学習・スポーツ課長をもって充てる。

(公式Instagram情報管理者)

第7条

公式Instagramに掲載するコンテンツを適正に管理するために、公式Instagram情報管理者(以下「情報管理者」という。)を置く。

2 情報管理者は、課または所の課長または所長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 所管事務のコンテンツの作成、更新、削除。

(2) 所管事務のコンテンツに対する閲覧者からの問い合わせ対応。

4 情報管理者は、コンテンツの作成等にあたり、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」を遵守しなければならない。

(投稿方法)

第8条

情報発信の原則は次のとおりとする。

(1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。

(2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。

(3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。

(4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。

(5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

2 公式Instagramは発信のみを行い、原則として他のユーザーへのフォロー、コメントやいいね!等は行わない。また、公式Instagramの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。ただし、国や地方自治体、関連施設及び

運用管理者が必要と認めるアカウントに限り、必要に応じて、いいね！及びコメント等を行う。

（投稿禁止情報）

第9条

利用者は、公式Instagramの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- （1）投稿の内容に関係がないと思われるもの
- （2）法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- （3）区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- （4）政治及び宗教活動を目的とするもの
- （5）著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- （6）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- （7）人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- （8）公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- （9）虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- （10）本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- （11）有害なプログラム等に誘導するもの
- （12）わいせつな表現等を含む不適切なもの
- （13）他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- （14）前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

（著作権）

第10条

公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区又は現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

（免責事項）

第11条

区は、公式Instagramを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第

三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

3 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第12条

この要綱に定めがない事項については、運営管理者と協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。